

こうふ歳時記プロモーション業務

優先交渉権者の選定方法

令和6年10月

甲府市

1 優先交渉権者の選定方法及び得点配分

(1) 優先交渉権者の選定方法

ア 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考については、次の2つの評価分類を指標とする。

- ・技術点 「提案書記載項目等一覧（別紙1）」に基づく提案内容から評価
- ・価格点 「見積書（様式1-1）」に記載された金額（税込）から評価

「2 技術点、価格点の採点方法」において定める採点方法により算出する。

各選考審査委員の技術点の合計平均点（小数点以下第2位を四捨五入）と価格点を合計した得点が最も高い者を優先交渉権者として選考し、次に高い者を次点交渉権者として選考する。

イ 最高得点者が2者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、抽選により優先交渉権者を決定する。

(2) 評価分類の配点（技術点、価格点の配分）

評価の点数については、合計100点満点とし、得点配分については「表1 評価項目の配点」とおりとする。

表1 評価項目の配点

合計点 100点	技術点 95点
	価格点 5点

2 技術点、価格点の採点方法

(1) 技術点の採点方法

「提案書記載項目等一覧（別紙1）」に記載した各項目により、提案内容の評価を行う。なお、各項目の採点にあたっては、「表2 企画提案の審査における評価基準」に基づき、5点から1点の5段階による評価、採点を行い、その総和を技術点とする。

表2 企画提案の審査における評価基準

評価	判断基準	採点方法
5	特に優れている。	各項目の配点×1.00
4	優れている。	各項目の配点×0.80
3	平均的な内容である。	各項目の配点×0.60
2	内容が乏しい。	各項目の配点×0.40
1	内容が著しく乏しい。	各項目の配点×0.20

(2) 價格点の採点方法

「公募型プロポーザル実施要項」の「2 業務の概要 (4) 提案上限額」に記載した上限額を基に、「見積書（様式11）」に記載された金額（税込）の評価を行う。

なお、価格点の採点にあたっては、「表3 見積書に評価基準」の計算式により算出する。

表3 見積書の評価基準

提出された見積書の金額を、次の計算式にて算出し、点数が5点以上の中は一律5点とする。

$$\text{「価格点」} = \left[\frac{2,800,000\text{円} - \text{「見積額」}}{280,000\text{円}} \right] \times 5\text{点}$$

〔小数点以下第2位を四捨五入〕